

第5回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年1月25日

- 1 条例骨子案（正副座長案）に関する執行部からの意見聴取等
- 2 次回日程について
- 3 その他

章	節	項目	骨子案
I 総則		1 目的	この条例は、食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護に寄与することを目的とする。
		2 定義	この条例における用語の意義は、次のとおりとする。 (1)食品 すべての飲食物(薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。 (2)食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。 (3)食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
		3 基本理念	(1)食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に行われなければならない。 (2)食の安全・安心の確保は、国、県、市町、食品関連事業者、県民等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に行われなければならない。 (3)食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
		4 県の責務	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
		5 食品関連事業者の責務	(1)食品関連事業者は、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。 (2)食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。 (3)食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。 (4)食品関連事業者は、事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。
		6 県民の役割	(1)県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県が実施する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。 (2)県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。
		7 国等との連携等	(1)県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。 (2)県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
		8 年次報告	知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して講じた施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
		9 財政上の措置	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
II 基本方針		1 基本方針	(1)知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 (2)基本方針は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。 (3)知事は、基本方針を定めるに当たっては、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)の意見を聴かなければならない。
III 基本的施策	一 安全・安心の推進	1 体制の整備	(1)県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。 (2)県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
		2 事業者の取組への支援	県は、食品関連事業者が自主的に行う食の安全・安心を確保するための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
		3 監視指導体制の強化	県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。
		4 調査研究の推進	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。
		5 人材の育成	県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。
		6 食育の推進	県は、県民が食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めることができるように、学校、家庭、職域その他の様々な場を通じた教育の機会の提供等により、食育の取組を推進するものとする。
		7 適正表示の推進	県は、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
		8 自主基準の設定及び公開	(1)食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品を選択することができるように、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。 (2)県は、(1)の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
		9 認証制度	県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、食の安全・安心の確保及び地産地消の拡大を図るものとする。

章	節	項目	骨子案
Ⅲ 基本的施策	二 相互理解、連携協働の促進等	1 相互理解の推進等	県は、県民と食品関連事業者が食品に関する情報を共有し、相互に理解を深め、信頼関係を構築できるようにするため、食品の安全性等に関する情報の収集、分析及び提供に努めるとともに、県民、食品関連事業者、県等の交流を促進する等必要な措置を講ずるものとする。
		2 関係団体との協働	県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。
		3 施策の提案	(1) 県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。 (2) 知事は、(1)の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。 (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、(1)の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。
		4 危害情報の申出	(1) 県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。 (2) 県は、(1)の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
Ⅳ 安全・安心の確保に関する措置		1 出荷・販売の禁止	(1) 食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。)は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。 (2) 食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。)は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。
		2 自主回収の報告	(1) 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるもの)は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の①又は②に該当するときは、直ちに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 ①食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある場合 ②①に掲げる場合のほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定めるものである場合 (2) 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるもの)のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、(1)の規定は、適用しない。 (3) 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって別に規則で定めるもの)が自主的な回収に着手した食品等が、次のいずれかに該当する場合については、(1)の規定は、適用しない。 ①県の区域内に流通していないことが明らかな場合 ②県民に販売されていないことが明らかな場合
		3 回収に係る指導・公表等	(1) 知事は、Ⅳ-2-(1)の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。 (2) Ⅳ-2-(1)の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 (3) 知事は、Ⅳ-2-(1)又は3-(2)の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。
		4 立入調査	(1) 知事は、食品関連事業者がⅣ-1の規定に違反して農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。 (2) 知事は、食品関連事業者が(1)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その旨を公表することができる。
		5 措置勧告	(1) 知事は、食品関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者に対し、必要な措置を勧告することができる ①Ⅳ-1の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したとき ②Ⅳ-4の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき (2) 知事は、(1)の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。 (3) 知事は、(1)の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。
Ⅴ 附属機関		1 設置等	(1) 知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)(以下「検討会議」という。)を置く。 (2) 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 ①基本方針に関すること。 ②食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働に関すること。 ③①及び②に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する基本的事項 (3) 検討会議は、(2)に規定する事項に関し、知事に意見を述べるることができる。
		2 組織等	(1) 検討会議は、10人以内で組織する。 (2) 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 ①消費者 ②食品関連事業者 ③学識経験者
Ⅵ 雑則		1 委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。